

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>附則 （特定投資業務） 第二条の十二（略）</p> <p>2 この条から附則第二条の二十まで並びに附則第二条の二十三、 第二条の二十五、第二条の二十七及び第二条の三十一において「特定 投資業務」とは、特定事業活動に対する投資業務のうち、地域経済 の自立的発展に資する地域の特性を生かした事業活動の活性化又は 我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に資する我が国の企 業の競争力の強化並びに特定事業活動に対する金融機関その他の者 による資金供給の促進に特に寄与すると認められるものであって、 附則第二条の十七第一項の認可を受けた日から令和十三年三月三十 一日までに当該投資業務による資金供給の対象となる事業者及び当 該資金供給の内容を決定するもの並びにこれに附帯する業務（同年 四月一日以後に行うものを含む。）をいう。</p> <p>3・4（略） （特定投資業務に係る政府の出資等）</p> | <p>附則 （特定投資業務） 第二条の十二（略）</p> <p>2 この条から附則第二条の二十まで並びに附則第二条の二十三、第 二条の二十五、第二条の二十七及び第二条の三十一において「特定 投資業務」とは、特定事業活動に対する投資業務のうち、地域経済 の自立的発展に資する地域の特性を生かした事業活動の活性化又は 我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に資する我が国の企 業の競争力の強化並びに特定事業活動に対する金融機関その他の者 による資金供給の促進に特に寄与すると認められるものであって、 附則第二条の十七第一項の認可を受けた日から令和八年三月三十一 日までに当該投資業務による資金供給の対象となる事業者及び当該 資金供給の内容を決定するもの並びにこれに附帯する業務（同年四 月一日以後に行うものを含む。）をいう。</p> <p>3・4（略） （特定投資業務に係る政府の出資等）</p> |

| | |
|--|--|
| <p>第二条の十四 政府は、令和十三年三月三十一日までの間、会社による特定投資業務の適確な実施のために必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(特定投資業務の完了)</p> <p>第二条の二十 会社は、経済情勢、特定投資業務による資金供給の対象となった事業者の事業の状況その他の事情を考慮しつつ、令和二十三年三月三十一日までに、特定投資業務において保有する全ての有価証券（金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。）及び債権の譲渡その他の処分を行い、特定投資業務を完了するように努めなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> | <p>第二条の十四 政府は、令和八年三月三十一日までの間、会社による特定投資業務の適確な実施のために必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(特定投資業務の完了)</p> <p>第二条の二十 会社は、経済情勢、特定投資業務による資金供給の対象となった事業者の事業の状況その他の事情を考慮しつつ、令和十三年三月三十一日までに、特定投資業務において保有する全ての有価証券（金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。）及び債権の譲渡その他の処分を行い、特定投資業務を完了するように努めなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> |
|--|--|